平成２５年（フ）第７３号
広島県福山市手城町３丁目27番37号、旧住所新潟県新潟市中央区新和３丁目５番31号　フジパレス新潟弐番館102号
債務者　金井田英樹
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２４５号
熊本県上益城郡益城町大字惣領1361番地、前住所熊本市東区長嶺東２丁目14番60―503号ハウベスト
債務者　川添　英生
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２４６号
熊本県上益城郡益城町大字惣領1361番地、前住所熊本市東区長嶺東２丁目14番60―503号ハウベスト
債務者　川添惠美子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７４号
熊本市東区尾ノ上４丁目９番13号、前住所熊本市小峯４丁目４番27号
債務者　山下　義美
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２８４号
熊本県上天草市大矢野町中7524番地11、前住所熊本県上天草市大矢野町登立2605番地６
債務者　中島　静香
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８０号
青森県むつ市緑町３番26号　緑町団地10―２号
債務者　女ケ澤健太郎
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６８３号
愛知県津島市松ケ下町178番地　シグマ178―105号
債務者　横井　直子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４３４号
大阪市住之江区中加賀屋４丁目２番26―405号
債務者　米盛　江美
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７０２号
大阪市大正区鶴町４丁目３番16―504号、前住所大阪市平野区加美北５丁目６番８―407号
債務者　吉田　良一
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７８２号
大阪市西成区岸里東２丁目３番30―402号
債務者　平山　裕也（旧姓楠本・金田）
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２０２号
大阪府寝屋川市明徳１丁目13番11号
債務者　小西　　敦
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２１５号
大阪府枚方市大峰南町２番２号
債務者　山本　幸二
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２１９号
大阪市生野区林寺１丁目６番18号
債務者　大久保弘子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２６１号
大阪府茨木市舟木町16番18号　マ・メゾン206号
債務者　濱田　一孝
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２９１号
大阪市東住吉区田辺６丁目５番15号
債務者　上島　嘉範
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３９６号
大阪府高槻市津之江町３丁目29番８―302号
債務者　安達　武芳
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５２７号
大阪市城東区鴫野東１丁目５番24号
債務者　西平みよこ
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部